第５回大阪府行政不服審査会　議事概要

１　日　　時　平成３０年４月１３日（金曜日）午後２時～午後２時４０分

２　場　　所　大阪赤十字会館１０１

３　出 席 者　曽和委員、野一色委員、野田委員、平岡委員、前田委員、矢倉委員

４　審議経過

（１）　開　　会

○　第５回大阪府行政不服審査会を開催します。

○　会長が選出されるまでの間、事務局が進行を務めます。

○　本日の審査会については、委員７名中６名が御出席していますので、大阪府行政不服審査会条例（以下「審査会条例」という。）第６条第２項の規定により、会議が成立しています。

○　本日の審査会は、大阪府の会議の公開に関する指針に基づいて公開となっています。

（２）　委員紹介

（３）　議　　題

ア　会長の選出について

○　審査会条例第５条第１項の規定により、委員の互選により会長を選任します。

○　前田委員から曽和委員を推薦する旨の発言があり、他の委員も異議がなかったため、曽和委員を会長に選出しました。

イ　会長職務代理者の指名について

○　審査会条例第５条第３項の規定により、会長から平岡委員が会長の職務を代理する者に指名されました。

ウ　合議体の構成等について

○　会長から、審査会の運営を円滑に行うために、各委員の専門分野や審査請求件数などを考慮して、あらかじめ、多くの件数が見込まれる生活保護、児童福祉及び税に関する審査請求事件を取り扱う合議体の基本的な委員の構成について、資料３のとおり諮ったところ、各委員から異議なく承認されました。

○　審査会条例第７条第３項の規定により、会長から野一色委員が税等に係る審査請求事件を取り扱う合議体である第１部会の長に、平岡委員が児童福祉等に係る審査請求事件を取り扱う合議体である第２部会の長に指名されました。

（４）その他（事務局から連絡事項）

○　事務局から、平成２９年度大阪府行政不服審査会（部会）の運営状況について、生活保護関連事件の第３部会が件数及び開催回数が多くなっていることの説明があり、平成３０年度は第１部会及び第２部会でも生活保護関連事件の審議をいただきたいこと、口頭意見陳述申立てがあれば審議回数が増え、期間も延びることになるため、開催回数を増やしていただきたいことの依頼がありました。